

藤沢市教育委員会 10月臨時会会議録

日 時 2014年（平成26年）10月1日（水）
午後4時
場 所 森谷産業旭ビル4階 第1会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 議 題
 - (1) 議席の決定について
- 4 議 事
 - (1) 議案第29号 平成26年度藤沢市教育文化貢献者感謝会被表彰者の決定について
 - (2) 議案第30号 藤沢市指定重要文化財の指定について議席の決定について
- 5 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗
2 番 小 竹 伊津子
3 番 阪 井 祐 基 子
4 番 関 野 真 一 郎
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育次長	渡 部 敏 夫	生涯学習部長	中 島 直
教育部長	吉 田 正 彦	生涯学習部参事	上 野 進
教育部参事	小 林 誠 二	生涯学習部参事	松 井 洋 二
教育総務課主幹	佐 藤 繁	生涯学習総務課主幹	藤 本 広 巳
教育総務課主幹	田 邊 義 博	郷土歴史課主幹	加 藤 信 夫
生涯学習総務課課長補佐	中 川 あをい	郷土歴史課学芸員	荒 井 秀 規
書 記	西 山 勝 弘		

午後4時00分 開会

井上委員長

ただいまから藤沢市教育委員会10月臨時会を開会いたします。

なお、本日の臨時会は急施を要したため開催するもので、議案第30号藤沢市指定重要文化財の指定については、指定における手続き上、本臨時会において審議するものです。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長

それでは、本日の会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、3番・阪井委員、4番・関野委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、3番・阪井委員、4番・関野委員をお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長

これより議題に入ります。

議題1議席の決定についてを上程いたします。

本議題については、本日新たに1名の委員が任命されたことに伴い、議席の決定をするものですが、過去の慣例によりますと「欠番を新委員の議席とし、現委員は従来どおり」としておりますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長

それでは、議題1議席の決定については慣例によることとし、小竹伊津子委員の議席は、2番と決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長

議事に入ります前に、議案第29号平成26年度藤沢市教育文化貢献者感謝会被表彰者の決定については、会議を公開することにより個人のプライバシーを侵害するおそれがあり、また、意思決定の過程における情報で、表彰に係わる事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあります。以上の理由から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13号第6項ただし書の規定により、非公開での審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長

ご異議がないようですので、議案第29号は、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長

これより議事に入ります。

議案第30号藤沢市指定重要文化財の指定についてを上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

松井生涯学習部参事 議案第 30 号藤沢市指定重要文化財の指定について、ご説明いたします。この議案を提出したのは、藤沢市文化財保護条例第 3 条第 1 項の規定により、本市内に所在する文化財のうち、本市にとって重要なもの 1 件につきまして、新たに藤沢市指定重要文化財に指定し、保護を図るためでございます。

この民俗文化財につきましては、その保存団体からの申請に基づき、本年 7 月 14 日に本市文化財保護委員会に諮問いたしまして、指定にふさわしいとの答申を受けたところでございます。

続きまして、指定文化財の概要をご説明いたします。(資料参照)

一般的に、「焼米つき唄」は、神奈川県と東京都の南部に伝わる農作業唄で、5 月の中ごろ、余った粳を蒸して煎り、臼に入れ三本の杵で搗くさいに、搗く調子をそろえるために唄う唄でして、とくに若い女性のいる家に若者が集い、男女交流の機会の一つとして行われたものです。搗きあがった米は、大豆を混ぜて神棚などに供えたり、間食として食されました。遠藤地区では、戦後途絶えましたが、昭和 37 年頃から、芸能として復活し、現在は遠藤農作業唄保存会によって、関連する「臼ひき唄」とともにその継承がはかられているものでございます。そのほか詳細につきましては、資料に記載してございますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

井上委員長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第 30 号についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

阪井委員 この度の「焼米つき唄」「臼ひき唄」について、保存していく場合、どのようなかたちで残していくのでしょうか。例えば DVD など何かのかたちにして残していくのか、そしてまた、その保存したものをどのように市民の皆様へ公開していくのか、その方法も教えてください。

荒井郷土歴史課学芸員 保存の仕方としては、保存団体はその芸能を実際に市民の前で演じることによって広めていき、それによって後継者を募集しまして、継承していくかたちになるかと思えます。普段は遠藤地区を中心に行われておりますが、遠藤地区の公民館のお祭りや各種行事でお披露目しているというかたちをとっております。

阪井委員 たいへん歴史のあるものを保存していきますので、ぜひ DVD か何かのかたちにして、例えば小学校や中学校の、何かの社会科の授業などで、こういった歌が伝わっていることを伝えていただければいいと思えます。伝承されている方もご高齢になっていかれると、途切れることがないような保存の仕方を考えていただければと思えます。

関野委員 今回これを指定するのは、なぜこのタイミングになったのでしょうか。また、重要文化財候補ということで、もし今の段階で他にも候補があるようでしたら教えてください。

荒井郷土歴史課学芸員 平成 24 年度に遠藤地区の地域経営会議から、教育委員会の事務局あてに保存の要望書が出されまして、その後、郷土歴史課の文化財担当が民俗芸能の専門家を交えまして、調査・聞き取りなどを行いました。その結果を文化財保護委員会に報告していき、その過程の中で、本年 4 月に保存団体から正式に指定申請書が提出されました。それを受けまして、7 月 14 日に文化財保護委員会にこの指定について諮りまして、指定にふさわしいのではないかとのお返事をいただき、そのことを受けて本日議案として提出したものです。また、同じような民俗芸能があるのかについてですが、議案書に参考として掲げましたが、市内におけます同様な民俗芸能の県指定・市指定のものです。ここに掲げているように主なものは指定済みでして、これ以外の候補については幾つか調査をしておりますが、祭囃子が各地区にありまして、それは一般的なものでございますが、少し特徴的なものもございますので、今後指定候補として、特定の名前はいま挙がっておりませんが検討して、必要があれば指定の候補としてあげていきたいと思っております。

井上委員長 特に、この遠藤「焼米つき唄」と「臼ひき唄」が指定されるということで、大変重要なことと思っております。長く保存され、そしてそれをいろいろなかたちで公開していただければと思っておりますので、よろしく願います。

井上委員長 他にありませんか。
ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、議案第 30 号藤沢市指定重要文化財の指定については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長 以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。
午後 4 時 10 分 休憩